

山梨県公報

第千四百十一号

平成十五年

八月二十八日

木曜日

目次

告示	土地改良区の定款の一部変更の認可……………	五四九
公告	建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………	五四九
公告	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………	五四九
公告	大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………	五五〇
公告	公安委員会	
告示	落札者等の決定について……………	五五一
告示	遊技機の型式の検定……………	五五一

告示

山梨県告示第四百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十五年八月二十二日櫛形土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十五年八月二十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

北崎秀一

山梨県告示第四百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月二十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

北崎秀一

一 道路の位置

山梨県公報 平成十五年八月二十八日 第千四百十一号

- 東八代郡石和町唐柏字池田五二八番一
- 二 道路の幅員
四・〇五メートル
- 三 道路の延長
三四・四九メートル

山梨県告示第四百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月二十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

北崎秀一

- 一 道路の位置
東山梨郡勝沼町勝沼字宮ノ前七四〇番一
- 二 道路の幅員
五・〇〇メートル
- 三 道路の延長
三四・九三メートル

公告

●大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十二月二十八日まで縦覧に供する。

平成十五年八月二十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

北崎秀一

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所

株式会社オギノ 代表取締役 荻 甲府市丸の内一丁目十六番四号
野寛一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ田富店
 - (二) 所在地 中巨摩郡田富町西花輪字村北三千四百六十一番
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時（年間五日は午前九時）	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時（年間百八十日は午後九時）	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後九時まで	午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 変更の年月日

平成十五年七月一日

三 届出年月日

平成十五年七月一日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この告示の日から平成十五年十二月二十八日まで縦覧に供する。

平成十五年八月二十八日

山梨県知事職務代理人 山梨県事務吏員 北崎 秀一
届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所

富士急行株式会社 代表取締役 堀内光一郎
富士吉田市上吉田二丁目五番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 富士吉田富士急ターミナルビル
 - (二) 所在地 富士吉田市松山三百三十一番
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 鈴木敏文	東京都港区芝公園四丁目一番四号
	株式会社富士急百貨店 代表取締役 荒英俊	静岡県沼津市大手町三丁目二番一号
	有限会社ブーランジェール シエ 代表取締役 新津正樹	都留市上谷三丁目四番十一号
	渡邊剛	南都留郡河口湖町小立二千六百二十六番地の四
	有限会社ウエスト 代表取締役 西田陽介	静岡県御殿場市萩原六百四十五番地
	渡邊禮	南都留郡河口湖町小立七千二百五番地
	株式会社タツミヤ 代表取締役 曲淵恵美子	東京都八王子市暁町一丁目三十三番十三号
	株式会社アライ 代表取締役 新井旭	甲府市住吉三丁目十八番十一号
	有限会社レディースランド コ・コ 代表取締役 斉藤勲	富士吉田市下吉田二百五十三番地
	有限会社ケイ 代表取締役 渡辺直平	富士吉田市松山三百三十一番地

金丸ヒデ子	南都留郡山中湖村山中二百四十八番地の一
相馬博	南都留郡河口湖町船津四千九百十四番地の一
株式会社ブルーグラス 取締役 野口禎一郎	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
株式会社パスアボーゼ 取締役 相馬明廣	東京都渋谷区神宮前二丁目二十二番十号
有限会社アマノ 天野透 代表取締役	富士吉田市下吉田八百二十四番地
株式会社香婢茜里 大澤良夫 代表取締役	静岡県静岡市音羽町十九番十五号
株式会社ウイングロード 表取締役 鈴木敏郎	東京都千代田区東神田三丁目五番六号
株式会社タカキュー 白井一秀 代表取締役	東京都板橋区板橋三丁目九番七号
株式会社さが美 石田敏彦 代表取締役	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目二番十一号
株式会社三越 加納誠治 代表取締役	東京都中央区日本橋室町二丁目四番二号
株式会社マルサン書店 取締役 古澤隆	静岡県沼津市大手町五丁目三番十三号
有限会社タクト 小佐野琢 代表取締役	富士吉田市上吉田二丁目五番一号
株式会社宮下 宮下勅令 代表取締役	富士吉田市上吉田二丁目一番十号
株式会社キャンドウ 城戸博司 代表取締役	東京都板橋区板橋三丁目九番七号

3 変更の年月日
平成十五年七月二十三日
届出年月日
平成十五年七月三十日

公安委員会

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十五年八月二十八日

山梨県警察本部長 金 山 泰 介

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
- 二 犯罪統計帳票作成システム 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号
- 五 落札者を決定した日
- 六 平成十五年八月十一日
- 七 落札者の氏名及び住所
- 八 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目十五番十二号
- 九 落札金額
- 十 二千四百九十九万円
- 十一 契約の相手方を決定した手続
- 十二 一般競争入札
- 十三 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
- 十四 平成十五年六月十九日

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百三十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年八月二十七日までとする。
平成十五年八月二十八日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一號	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRキン GPバニツ クV	株式会社三洋物産	三〇〇四六一
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一號	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRキン GPバニツ クL35	株式会社三洋物産	三〇〇三四三
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一號	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRキン GPバニツ クM36	株式会社三洋物産	三〇〇四三一
株式会社タイヨー 代表取締役 久木文男 東京都品川区東五反田一丁目六番三號	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	タイヨー ポウリン グ	株式会社タイヨー	三四〇四八三
株式会社タイヨー 代表取締役	回胴式遊技機	タイヨー	株式会社	三四〇五〇一

株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市千種区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRアラ ピアンド リームM AT	株式会社ニユーギン	三〇〇五八三
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市千種区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRアラ ピアンド リームM A	株式会社ニユーギン	三〇〇五九九
株式会社ニユーギン 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二號	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRシテ イーハ ン ターHT	株式会社ニユーギン	三〇〇五五五
株式会社ニユーギン 代表取締役	ぱちんこ遊技機	CRシテ	株式会社	三〇〇五五七
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地の一	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	メガマツ クスR	山佐株式会社	三四〇四三七
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市千種区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRキン グゴツド SB5	株式会社ニユーギン	三〇〇五四八
株式会社ニユーギン 代表取締役	ぱちんこ遊技機	CRシテ	株式会社	三〇〇五五七

里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号	機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第一種特別電 動役物	イーハン ターFN 株式会社	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第一種特別電 動役物	CRシテ イーハン ターHN サミー株 式会社	三〇〇五四〇
アイジーティージャパン株式 会社 代表取締役 泉義幸 東京都台東区松が谷一丁目三 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	ノブナガ ノヤボウ アイジー ティージ ヤパン株 式会社	三四〇四三四
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	スーパー ブラック ジャック ネット 株式会社	三四〇四六五
日本回胴式遊技機工業株式会 社 代表取締役 吉田秀一 東京都千代田区内神田一丁目 五番四号ミヤコビル五階	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	ニューオ ールドバ 工業株式 会社	三四〇五三一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番